

平成28年10月21日
内閣府（防災担当）

平成28年鳥取県中部地震に係る
災害救助法の適用について
【第1報】

1. 災害の概要

平成28年鳥取県中部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鳥取県は県内3市町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【鳥取県】 倉吉市 （くらよしし） 東伯郡湯梨浜町 （とうはくぐんゆりはまち よう） 東伯郡北栄町 （とうはくぐんほくえいち よう）	10月21日	平成28年10月21日の鳥取県中部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
高相、進藤、石井
TEL 03-5253-2111（内線51359）
03-3593-2849（直通）